

歯科材料9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材 (JMDN 70907000)

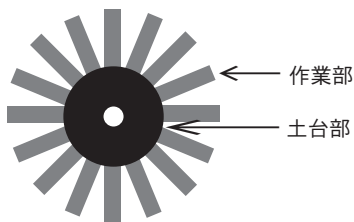
ツヤしかブラシ

【形状・構造及び原理等】

組成： 鹿皮

外観： ホイル状ブラシ

構造：



成分：作業部) 鹿皮
土台部) 塩化ビニール

原理：本品を歯科技工用バフレース研磨機にて回転させて、物理的に接触させる事で研磨効果が得られる。

【使用目的又は効果】

- (1) 使用目的、用途
歯科技工物製作過程において、歯科用金属、アクリル樹脂、ポリカーボネイト樹脂、セラミック等の艶出し研磨（最終仕上げ）に用いる。

【使用方法等】

- (1) 歯科技工用バフレース研磨機に本品を取り付ける。
- (2) 歯科技工用バフレース研磨機を極低回転状態にて作動させた状態で、本品に艶出し用油脂研磨剤を適量塗布する。
- (3) 歯科技工用バフレース研磨機を任意の回転数にて作動させた状態で、本品を被加工物表面に接触させる。
- (4) 研磨作業の際は必ず使用する歯科技工用バフレース研磨機の手順に従うこと。

【使用上の注意】

- (1) 歯科技工用バフレース研磨機に取り付ける前に、外観検査を行なうこと。変形、割れ、欠け等がある場合は使用禁止。
- (2) 歯科技工用バフレース研磨機は適正なものを使用すること。また、歯科技工用バフレース研磨機のシャフト部の変形、傷、汚れ、錆のあるものは使用しないこと。
- (3) 本品を取り付ける前に歯科技工用バフレース研磨機の回転方向を確認すること。
- (4) 本品の穴径が機械に適合しない場合、無理に押し込んだり、穴径の改修を行わないこと。

- (5) 作業開始前に1分以上、本品を取り替えた際は3分以上の試運転を行なうこと。
- (6) 被包に表記されている最高使用回転数を超えての使用は絶対に行わないこと。
- (7) 研磨作業の際には粉塵が発生する。粉塵による人体への影響を避けるため、防塵マスク、手袋等の適切な防塵装備の使用と集塵装置の設置を義務付けること。また、眼の損傷を防ぐため、保護めがねを着用すること。
- (8) 本品回転中は手、足、指等が触れない様に注意すること。また、回転が完全に止まらないうちに歯科技工用バフレース研磨機を加工物等に接触させない様注意すること。
- (9) 本品の側面を使用したり加工物に無理に押し付けたりしないこと。
- (10) 研磨後は加工物に本品や研磨剤の成分が付着している為、バフ用クリーナー等できれいに洗浄することが望ましい。
- (11) 本品は記載の用途以外には使用しないこと。
- (12) 歯科医師、歯科技工士以外は使用しないこと。
- (13) 使用後は消防法、産業廃棄物処理法に従って処理すること。

【保管方法及び有効期間等】

- (1) 貯蔵・保管方法
品質、性能等の劣化防止の為、湿気の少ない直射日光を避けた室温40℃以下の場所で保管すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

- (1) 製造販売業者・製造業者
氏 名： 有限会社 秋山産業
住 所： 〒572-0865
大阪府寝屋川市小路北町7番29号
電話番号： 072-822-6936